

埼玉県消防広域化推進計画（案）

平成31年3月改定

埼 玉 県

昭和23年3月に消防組織法が施行され、市町村が消防事務の責任を負う自治体消防制度が発足して70年が経過しました。この間、消防は国民の安心・安全に大きな役割を果たしてきました。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、大規模施設でのテロ災害のおそれがあるなど災害や事故が大規模化及び多様化し、消防をとりまく環境が大きく変化しています。消防本部には的確に対応して住民の生命・財産を守る責務を全うすることが求められています。

一方で、大規模な消防本部に比べると、小規模な消防本部は、職員数や車両の配備等も少なく、災害発生時の体制が十分でないとされています。

そこで、国は平成18年6月に「消防組織法」の一部を改正し、自主的な市町村の消防の広域化を推進することとしました。同年7月には、消防庁長官が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定め、これに基づき各都道府県は、「消防広域化推進計画」を策定することとなりました。

さらに、平成30年4月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が改正され、広域化推進のために、市町村には、自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析することが、都道府県には、この分析を生かし積極的にリーダーシップをとって、域内の消防体制のあり方を再度議論して推進計画を再策定することが求められています。

埼玉県では平成20年3月に、県内消防本部を政令市規模の7つに広域化する埼玉県消防広域化推進計画を策定して、消防広域化を推進して参りました。この結果、36あった消防本部が平成31年3月現在で27になり、管内人口10万人未満の小規模消防本部は当時12ありましたが、6つになりました。

しかし、半数を超える消防本部において、今後10年後に管内人口の減少が見込まれることや、低密度化・高齢化が今後さらに進展することなども考慮すると、十分とは言えない状況です。

埼玉県は、広域化による消防体制の強化を喫緊の重要課題を捉え、市町村とともに将来の消防のあり方を考えていく契機とするため消防広域化推進計画を改定します。あわせて、市町村や消防本部に対して、情報提供や相談体制の確保等の支援策を積極的に展開して参ります。

平成31年3月

目 次

1	市町村の消防広域化について	
(1)	背景	1
(2)	消防広域化とは	1
(3)	消防広域化によって期待される効果	2
(4)	市町村の消防広域化に関する国の動向	5
(5)	市町村の消防広域化に関する埼玉県の取組	6
(6)	消防本部数の推移	9
(7)	消防広域化に対する懸念	10
2	埼玉県内の消防広域化の状況	
(1)	消防広域化の進捗	12
(2)	広域化した消防本部が得られた効果	14
3	県内の消防需要の状況及び10年後ニーズの予測	
(1)	人口動態の変化	17
(2)	火災出動	19
(3)	救助出動	20
(4)	救急出動	20
(5)	災害の大規模化、多様化	22
4	消防力カードにみる県内消防本部の現状と課題	
(1)	消防力カードについて	23
(2)	職員、車両からみる消防力	23
(3)	財政運営	24
(4)	消防の現状・課題の分析と対応方針	26
5	消防広域化の推進	
(1)	広域化のめやす	27
(2)	広域化対象市町村の組み合わせ	28
(3)	消防広域化の期限	32
	※参考 消防広域化の実施手順	

6	消防の連携・協力	
(1)	連携・協力の考え方と期待される効果	33
(2)	連携・協力の具体例	33
(3)	連携・協力対象市町村の指定	35
7	自主的な市町村消防の広域化推進のための方策	
(1)	県の取組	36
(2)	国が行う支援の内容	37
	※参考 広域化における財政支援の活用事例	
8	広域化後の円滑な運営の確保	
(1)	広域消防運営計画	39
(2)	市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保	39

資料編 41

参考資料 1	埼玉県消防広域化推進計画策定経緯	42
参考資料 2	埼玉県消防広域化推進委員会	42
参考資料 3	消防組織法（抄）	43
参考資料 4	市町村の消防の広域化に関する基本指針（消防庁告示第33号）	45
参考資料 5	市町村の消防の広域化に関する基本方針の一部改正について（通知）	51
参考資料 6	市町村の消防の連携・協力の基本方針の一部改正について（通知）	56
参考資料 7	平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（平成30年4月1日現在）	67
参考資料 8	県内消防本部の管轄人口・面積・署所・消防吏員等（消防カードから）	68
参考資料 9	消防吏員数・消防団員数の推移	68
参考資料 10	埼玉県内の消防広域化の進捗（平成30年4月1日現在）	69